

基本仕様書（案）

1 件名

福岡市 LINE 公式アカウント PR 動画制作等業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

3 履行場所

市長室広報戦略室広報課 外

4 業務の目的

福岡市 LINE 公式アカウントは、平成 29 年 4 月にサービスを開始し、セグメント配信・チャットボット機能・道路公園等損傷報告機能・避難行動支援機能など、生活に便利な機能を順次追加し、現在の友だち数は約 194 万人である。

今回、福岡市 LINE 公式アカウントの各機能を PR するショート動画を制作し、改めて各機能をわかりやすく紹介することで、さらなる活用促進を図るとともに、新規の友だち獲得につなげるもの。

5 委託業務の内容

(1) ショート動画制作

受注者は、福岡市 LINE 公式アカウントの各機能を紹介する動画を制作すること。

①業務の範囲

企画、構成、撮影、編集、録音、その他制作にあたって発生する権利処理等の一切の業務を行うこと。

②業務内容

テーマに沿って、視聴者が関心をもち、必要に応じて利用したくなるような紹介動画を制作すること。

ただし、テーマは、以下に示すものに限定されるものではなく、発注者と協議のうえ決定することとする。

動画の制作にあたっては、ターゲットの興味関心を惹き、最後まで飽きずに視聴したくなるよう構成や編集などを工夫すること。

※福岡市 LINE 公式アカウントの各機能については下記 URL 参照

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/kouhou-hodo/social/line.html>

テーマ（想定）	紹介する機能
福岡市 LINE 公式アカウントでできること	◆ 主な機能を総括的に紹介する
台風や大雨が発生したとき	◆ 「受信設定」から防災・気象情報を設定 ◆ 「防災情報」から避難所を調べることができる
近所の道路や公園の遊具に不具合を発見したとき	◆ 「損傷報告」で簡単に通報できる
月1回の燃えないごみの日忘れそう・・	◆ 「受信設定」からごみの日を設定し、ごみ出し日の通知を受け取ることができる
今日の小学校給食献立を知りたいとき	◆ 「受信設定」から学校を設定し、小学校給食献立情報を受け取ることができる

③表現方法・規格等

- ・動画は1本あたり15秒もしくは30秒とし、計5本の動画を制作すること。
- ・制作にあたっては、主にスマートフォンでの視聴を想定した構成とし、無音でも動画の内容が伝わるよう、全編にわたりテロップの挿入及び字幕データを作成すること。
- ・アプリ画面や操作手順を分かりやすく視覚的に表現すること。

④留意事項

- ・契約後、動画制作開始前に発注者と打ち合わせをすること。
- ・動画の校正は2回以上映像チェックを行えるようにすること。
- ・発注者と隨時打合せしながら、企画意図を十分に考慮し、業務を実施すること。
- ・動画制作・撮影にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

(2)(1)で制作した動画をSNSへ投稿する際に使用するサムネイル画像の制作

6 成果物

(1) ショート動画

- ・mp4形式により納品すること。
- ・成果物の納品方法は、発注者と協議のうえ決定すること。
- ・制作する5本のショート動画について、動画の向き（縦・横）の配分は、発注者と協議のうえ決定すること。

① 横型動画が適した SNS へ掲載する場合

項目	仕様
解像度	幅 1920 × 高 1080
画面比率	16 : 9
ピクセルアスペクト比	1.0
フレームレート	30fps

② 縦型動画が適した SNS へ掲載する場合

項目	仕様
解像度	幅 1080 × 高 1920
画面比率	9 : 16
ピクセルアスペクト比	1.0
フレームレート	30fps

(2) (1)で制作した動画を SNS へ投稿する際に使用するサムネイル画像の制作

- ・それぞれの動画のサムネイル画像データを納品すること。
- ・成果物の納品方法は、発注者と協議のうえ決定すること。

7 委託における著作権等の取り扱い

- (1) 納品物の著作権その他関係法上的一切の権利は発注者に帰属するものとする。
- (2) 受注者は、納品物に係る著作者人格権を行使しないものとする。また、受注者は本委託における納品物の制作に関与したものについて、著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (3) 発注者は納品物の一部について差替え、削除及び追加の必要が生じた場合には、発注者又は受注者以外の事業者に委託し、その改変を行うことができるものとする。
- (4) 発注者は、納品物を他の広報物に使用できるものとする。また、発注者が認める場合に、受注者は第三者による映像等の使用を了承するものとし、使用料がかからないこととする。
- (5) 上記(4)の場合において、受注者以外の著作者の許諾が必要な場合には、受注者がその手続きを行うものとする。
- (6) 受注者は、納品物について、第三者の商標権、肖像権、著作権その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、納品物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は受注者が負うものとする。
- (7) 映像、音楽等の著作権・肖像権処理等、権利関係に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において対応し、発注者は責任を負わないものとする。

8 その他

受注者は、業務の実施にあたっては、事前に発注者と十分に協議すること。また、疑義が生じた場合は、発注者と協議のうえ決定すること。